

## 規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第三号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第五項の表総務課の項中「総務幹」を「危機管理幹」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。